

農山漁村振興交付金フル活用のススメ

1. 新しい農村政策の構築（概要）
2. 農山漁村振興交付金の概要
3. 地域活性化対策
4. 中山間地農業推進対策
〔参考〕中山間地域所得確保対策
5. 山村活性化対策
6. 農山漁村発イノベーション対策
7. 農泊推進対策
8. 農福連携対策
9. 最適土地利用対策
10. 情報通信環境整備対策
11. 都市農業機能発揮対策
12. 農山漁村地域づくりホットラインの活用

令和4年1月

農林水産省 農山村振興局

地方への人の流れを加速させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（概要）

背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○少子高齢化・人口減少
- 農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

今後の施策の方向性

しごとづくりの施策 (農村における所得と雇用機会の確保)

- 農村の扱い手として、多様な形で農に関わる者が十分な所得を確保できるよう、農村の地域資源をフル活用した「農山漁村イノベーション」を推進

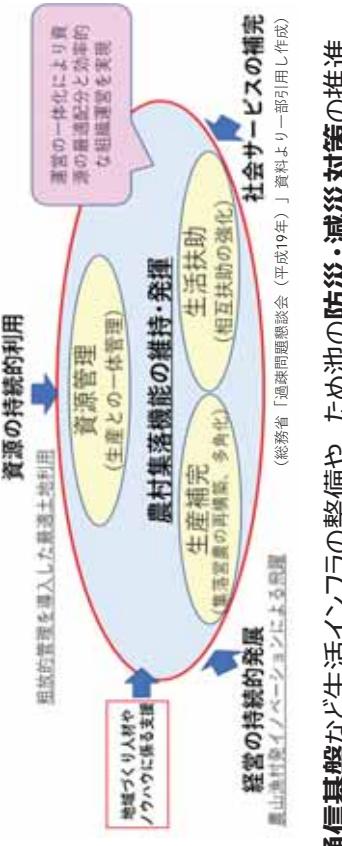


くらしの施策 (中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)

- 農村集落の共同活動の推進や、複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体（農村RMO）の育成等

農村RMO（Region Management Organization）：
（複数の）集落の機能を補完して、買い物・育てて暮らす等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体

地域運営のイメージ



- 情報通信基盤など生活インフラの整備や、ため池の防災・減災対策の推進

活力づくりの施策 (農村を支える新たな動きや活力の創出)

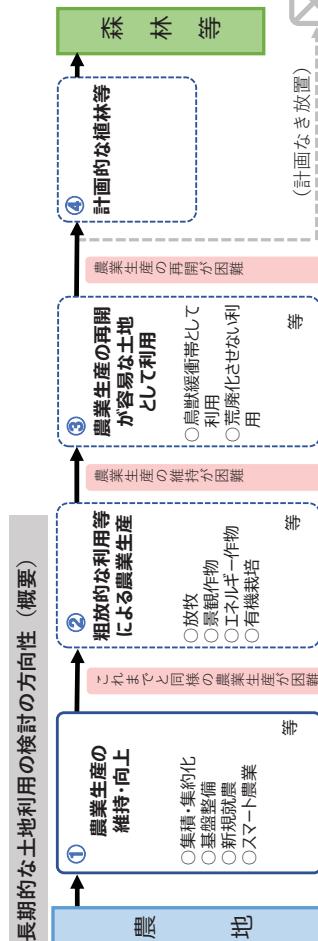
- 地域づくり人材の育成やネットワークづくりや、地方自治体等に対する広域的なサポート体制の構築
- 農業体験等を通じた農村ファンづくりや、外部人材と農村とのマッチングの推進等による農的関係人口の創出・拡大



土地利用の施策 (人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)

- 食料の安定供給のための農地の確保を前提として、有機農業や放牧など持続可能な土地利用とこれを支える農地・農業水利施設の整備

長期的な土地利用の検討の方向性（概要）



関係府省で連携した仕組みづくり
関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一體的に講ずる「地域政策の総合化」の推進

農山漁村振興交付金

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円]

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関する地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>



※下線部は拡充内容

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村振興交付金のうち 地域活性化対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていくける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知つてもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
【事業期間：3年間、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村開拓創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を支援します。
【事業期間：2年間等、交付率：定額】

3. 農山漁村情報発信事業

- ① 農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、多様な価値を有する農業遺産等の主に若年層を対象とした理解醸成及び保全・活用に向けた基盤・体制づくりを目的とした、情報発信の取組に対して支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| (1の事業) | 農村振興局都市農村交流課 |
| (2①の事業) | 農村計画課 |
| (2②の事業) | 都市農村交流課 |
| (3の事業) | 鳥獣対策・農村環境課 |
| (3の事業のうち優良事例の横展開) | 多様な地域資源の理解醸成や保全・活用に向けた基盤・体制づくり |
| (3の事業のうち理解醸成及び基盤・体制づくり) | 多様な地域資源の理解醸成や保全・活用に向けた基盤・体制づくり |

WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



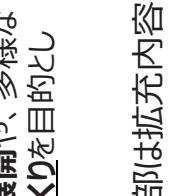
農山漁村の多様な活動への参加



農作業体験



農山漁村に興味がある多様な活動



農山漁村の多様な活動への参加



農山漁村の多様な活動への参加

■ 地域活性化対策のうち活動計画策定事業【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

- 事業実施主体となる地域協議会に対して、地域の活動計画づくり等の支援を行う。

事業実施体制

市町村を構成員に含む地域協議会

地域協議会

行政（必須）

地域住民団体

林業団体

農業協同組合

商工団体

漁業団体

経済団体

観光団体

自治会

生産者団体

教育機関

NPO

その他

事業内容等

活動計画策定事業

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援

① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組

- ・教育旅行農業体験、地域資源を活かした体験プログラム等
- ・定住促進体験ツアー、お試し暮らしの実験等
- ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組
- ・農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組
- ・公共交通予約アプリの開発、買い物支援、見守りサービス等

地域協議会の取組への支援

【具体的な事業内容】

(1) 地域の活動計画の策定



アドバイザーを活用したワークショップの開催
先進地視察・セミナー参加
活動計画の策定

(2) 体制構築及び実証活動等



ア 取組を実施するための体制構築
イ 取組の具現化に向けた実証活動
ウ 取組の具現化のためICT等専門的スキルの活用

※上記のうち、(1)イ及び(2)ウの取組以外の全ての取組を実施することが必要

交付額

【基本額】

- 1年目の上限額500万円
- 2年目の上限額250万円
- 3年目は0万円

1年目

合計上限850万円

2年目

合計上限600万円

3年目

合計上限350万円

条件不利地域

上限250万円

条件不利地域

100万円加算

条件不利地域

100万円加算

【条件不利地域の場合】
各年度基本額に100万円を加算

条件不利地域
100万円加算

【専門的スキルを活用する場合】
各年度基本額に250万円を加算

条件不利地域
250万円加算

【専門的スキルの活用】
専門的スキルの活用
250万円加算

専門的スキルの活用
250万円加算

活動計画策定事業の具体的な活用イメージ

○スマート・ビジネスの育成

地域資源を活用して、規模(は)小さくても外貨を獲得するための事業計画を策定して実践

(取組の例)

- ①スマート・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等でワークショップ（話し合い）を実施
- ②経営戦略や収支に係る事業計画を策定
- ③実施体制を構築の上で実証事業を行い、事業の本格化につなげる
- ④①～③の活動に伴走する専門スキルを持つアドバイザーを活用



○スマート定住構想の実践

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計画を策定して実践
(令和元年度より全国13カ所で実施)

(取組の例)

- ①先進地視察、ワークショップを通じて、定住のための課題・ニーズの把握
- ②買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、ICTを活用したシステム開発など活動計画を策定
- ③協議会等の実施体制を構築し、活動計画に基づく実証活動を実施
- ④①～③の活動に伴走する専門スキルを持つアドバイザーを活用
定住のための課題・ニーズ把握 活動計画の策定



○地域の将来プランの策定

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、
地域の現状把握と将来プランの策定

(取組の例)

- ①アドバイザーとともに、農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための目標の検討
- ②ワークショップ（話し合い）を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見える化し、地域運営の強み・弱みを整理
- ③農業法人等を中心取り組むべき活動と目標とを目指す姿＝「将来プラン」を策定
- ④市町村等との連携した実施体制のもとでプランを実践



○スマートフォードシステムの実践

地域の直売所におけるPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析することで、直売所の運営計画や生産者の作付計画に反映

(取組の例)

- ① 地域の直売所のPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析することで、地域の需要を見える化
- ② ①を踏まえ、地域の生産者や地域の消費者等で、ワークショップ（話し合い）を実施し、直売所の運営計画や生産者の作付計画を策定
- ③ 直売所の運営者や生産者が、②で策定した計画を実践



事業活用に当たつてよくある質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

A 1 通常、締切の1か月後頃。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

A 2 選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て交付金交付決定通知以降となります。

Q3 候補者選定以後、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

A 3 交付決定までの手続きは以下のとおりです。

地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ 計画承認通知
地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）
地方農政局長等あて交付申請 ⇒ 交付決定通知

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

A 4 支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

A 5 支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人事費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

A 6 交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前に取組に要する費用の全額を用意していただき必要がります。
また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行なうことがありますが、様々な制限が設けられています。



農村の活性化に向けた地域住民主体の取組事例

和歌山県新宮市三津ノ地域の取組

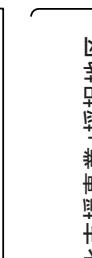
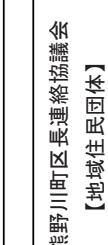
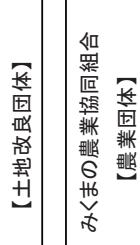
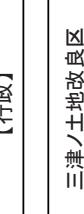
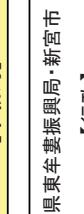
【地域の現状と課題】

当地域は、赤木川と熊野川の合流部に位置し、水稻を中心とした農業生産や林業で発展してきたが、若年層の地区外流出が進み、地域の活力が低下している。

地域の農産物、観光資源、直売・加工の連携による所得の向上、鳥獣被害の対策、独居高齢者が増加しており、集落ぐるみの生活支援が課題となっている。



【三津ノ地域活性化協議会の取組】



地域の将来像づくり

- ・地域の将来像づくり
に向けた地域でのワークショップの開催や
先進地の視察、セミナーへの参加。

活動体制の構築と実践活動

- ・地域資源の循環(特産品開発、新規導入作物検討、等)
- ・鳥獣害防止対策(対策モデル園の設置、対策モニタリング等)
- ・地域維持活性化対策(庭先集荷、配食サービス試験等)
- ・担い手対策(情報発信、技術指導等)

- ①多様な担い手による集団的農業生産活動、生き甲斐型農業による所得向上
- ②「顔が見える流通」があり、新宮市の食を支え、流通と生産の連携が機能
- ③世代や立場を超えた地域交流が活発で人々が支えあう農村地域を目指す

令和元年度 農村集落活性化支援事業（取組5年目） 【三津ノ地域活性化協議会】（実績額：1,770,108円）

事業実施期間：平成27年度～令和元年度

令和元年度 取組実績(体制構築及び実践活動)（補助金実績額：1,770,108円）

地域資源の循環

- 新規野菜の栽培推進(試験圃設置)
(エビイモ、春越え野菜、
ブロッコリー、タナカなど)
- 地域産物を活用した加工品開発
(タカナ)

トウモロコシの種まき

地域の加工品開発

鳥獣害防止対策検討

- 新規導入作物検討に併せて
対策モデル園の設置
- 電気柵設置研修会の開催
- 先進地の視察(丹波篠山市)

地域の維持・活性化対策

- くまのがわ市の開催(10回)
- 配食サービスモニターの実施(1回)

坦い手育成対策

- 農業体験会を一般募集し、9組参加
(サツマイモの植え付け・収穫)
- 体験交流の実施(3回)
(中学生等の稻刈り体験、芋掘り体験)

中学生の稲刈り体験

農業体験会(一般募集)

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)のうち 農山漁村関わり創出事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、農山漁村地域における課題や需要に応じて、地域の課題や需要に応じて、農山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わることができる仕組みの構築や、課題解決に向けた取組のコーディネート等を行う地域づくり人材の育成等により、関係人日を創出・拡大し、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

事業の内容

1. 農山漁村開拓事業

① 農山漁村体験研修の実施
農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等を支援します。
人材の派遣先の農山漁村における人材ニーズを調査するとともに、派遣される人材に対する事前研修を実施します。

② 情報の発信及び共有
受入地域や参加者の募集
の情報交換の場となる取組
果的に実施するための取組

③ 農村プロデューサー養成講座
農山漁村の課題解決に向けた取組のコーディネート等の地域づくりを担う人材の育成等を支援・主導

事業の流れ>

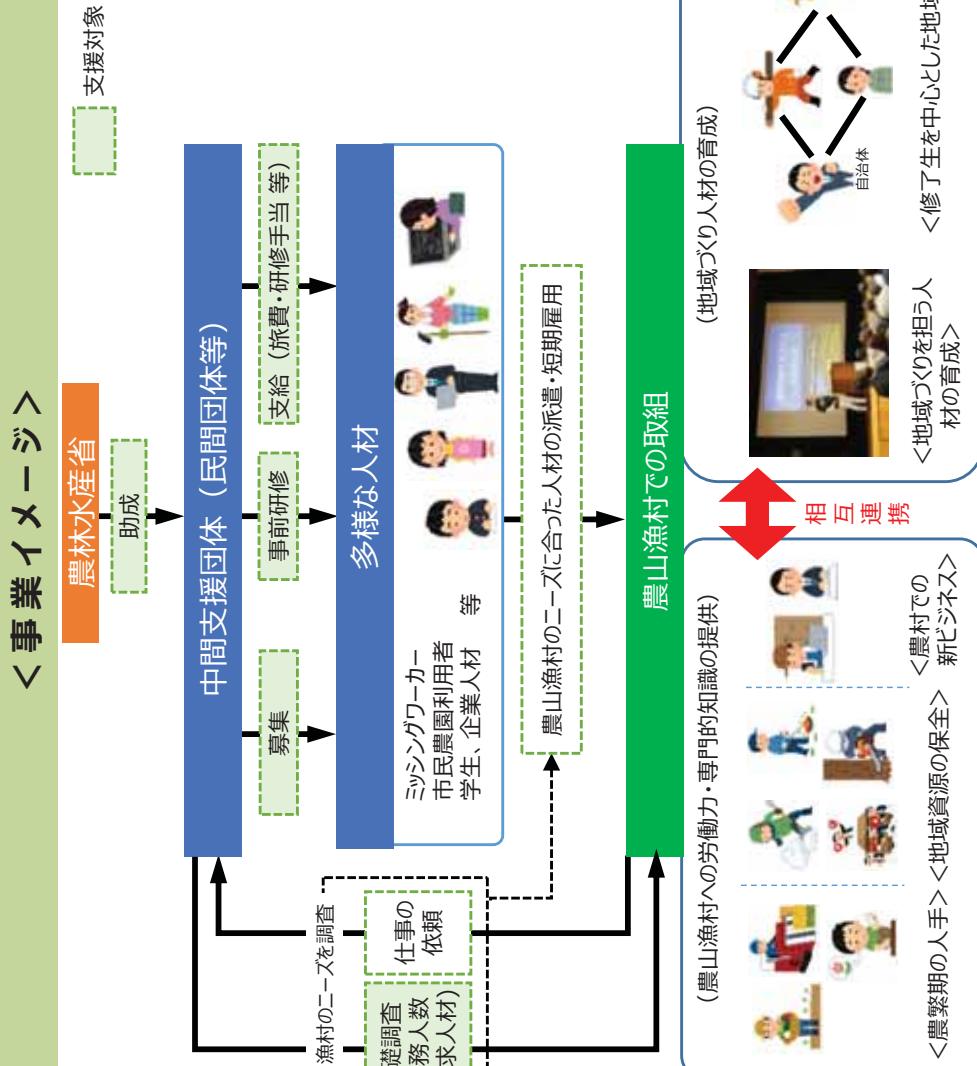
定額
↑

(1)の事業…2年間)
(1)(2)、(3)の事業…1年間)

＜農村での新ビジネス＞
＜農繁期の人手＞<地域資源の保全>
＜地域づくりを担う人材の育成>

[お問い合わせ]

(1①②の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
(1③の事業) 農村計画課 (03-6744-2203)



※令和4年度の内容については現在検討中であり、4月以降に受講生を募集する予定です。

『農村プロデューサー』養成講座 カリキュラムの概要（令和3年度）

- 「入門コース」「実践コース」の2種類のコースで構成。さらに、研修修了生（実践コース）と講師陣をつなぐネットワークを構築。
- オンライン形式（主にライブ配信による講義や演習）も併用し、実例を基にした模擬演習や研修生自らの実践活動による現場力アップを重視。

『農村プロデューサー』養成講座～地域に消えない火を灯せ～

1. 研修の目標

- 農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得。
- 月3回、90分程度（全6回）。

2. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- 活動内容や成果、動機等を通じ、地域づくりのワクワク感を体感。
- 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成。

1. 研修の目標

- 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能。
- 実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい。

『農村プロデューサー』実践コース（30人程度）

2. 主な内容

（1）オンライン講義（ライブ配信）

- 地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ。
- 地域づくりに造詣の深い者を講師とした、オンライン上の講義。
- ためのトレーニングを実施。研修生同士の連携も推進。
- 月2回、90分程度（全4回）。

（2）対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- 実例を基にした模擬演習等により、（1）で習得した手法を現場で実践するための実験を実施。研修生同士の連携も推進。
- 2泊3日、3地方会場で開催。

（3）研修生自らの実践活動（オンラインゼミ+実践）

- （2）で学んだ内容を基に、研修生（グループも可）が講師と相談の上活動のテーマを決定し、地元で実践。
- 農村プロデューサーに求められるポイントを、現場レベルで企画・実践し、その成果を題材として、実施前後のオンラインゼミで解説。

『農村プロデューサー』入門コース（定員なし）

- 地域づくりに造詣の深い者等を講演者（講演者は毎回交代）とした、オンライン上の講演。ライブ講演中にチャットで双方向のやりとりが可能。
- 月3回、90分程度（全6回）。

3. 受講対象者

- 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能。
- 実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい。

3. 受講対象者

- 地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等を想定。
- ※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用地最適化推進委員（市町村）等を想定

ネットワークへの参画希望者



農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

○中山間地農業ルネッサンス推進支援

① 中山間地域等の特色を活かした総意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援します。



《農業使用に関する研修会》



《新メニュー開発の講習会》



《専門家を招いたワークショップ》

《農薬使用に関する研修会》

○元気な地域創出モデル支援

○地域レジエンス強化支援

② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進します。（上限500万円/地区）



《棚田地域の保全・振興》



《高付加価値化・販売力強化》



《専門家を招いたワークショップ》

《棚田を望む東屋》

○中山間地複合経営実践支援

○実証(ほ場)の設置



《薬用作物と林産物の複合経営》



《原木
しいたけ
+
シャクヤク
の根》



《棚田を望む東屋》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

○野菜と果樹の複合経営

※下線部は拡充内容
※対象地域：8法指定地域等

○市町村、地域協議会

（1①～③、2①の事業）

○都道府県、民間団体

（1④は民間団体、2②の事業）

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<事業の流れ>

定額
↑
都道府県

定額
↑
市町村、地域協議会

（1①～③、2①の事業）

定額
↑
都道府県、民間団体

（1④は民間団体、2②の事業）

国
↑
国

（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネッサンス事業） 元気な地域創出モデル支援

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数]

事業要件等

事業内容：地域別農業振興計画の実現に向けた具体的・先進的な活動を支援するため、事業実施主体にモデル事業としてメニューを用意。（右枠のメニュー一覧を参照。）
優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進。

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村又は市町村を構成員に含む地域協議会

交付上限：500万円/地区/年度

交付率：定額

実施期間：1年間

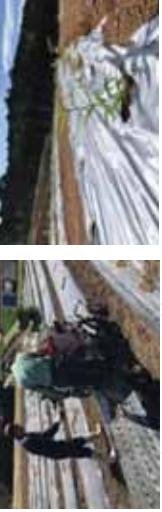
事業の流れ



メニュー一覧

以下の4つのメニューを用意。

ア 高収益作物の生産



→野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売。



春たまねぎの定植

抹茶原料茶葉の栽培

イ 高付加価値化・販売力強化



大型量販店でのPR活動 メニュー開発の講習会



棚田を望む東屋 メニュー開発の講習会



棚田地域の保全・振興 メニュー開発の講習会



複合経営等の実践 メニュー開発の講習会



野菜と林業の複合経営 メニュー開発の講習会

交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、土地基盤・機械・施設等整備費(実証(ほ場)の整備等セミナーなどを含む)

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち 農山村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

〔令和4年度予算概算決定額 9,752(9,805) 百万円の内数〕

<対策のポイント>

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農山村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

2. 農村RMO伴走支援体制の構築

農村RMO形成を効率的に進めるとともに、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

<事業イメージ>

農山村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る将来ビジョンの策定



農山村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

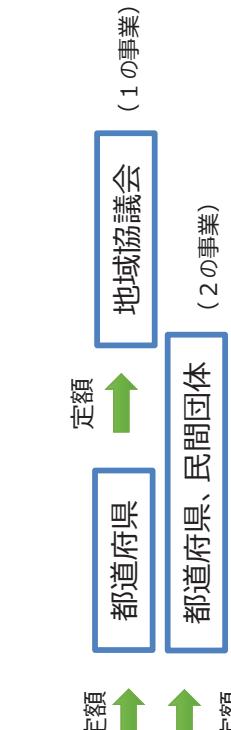
農村RMOモデル形成支援

- 【支援対象】
・調査・分析
・計画作成
・実証事業 等



※下線部は拡充内容

農村RMO伴走支援体制の構築



<事業の流れ>

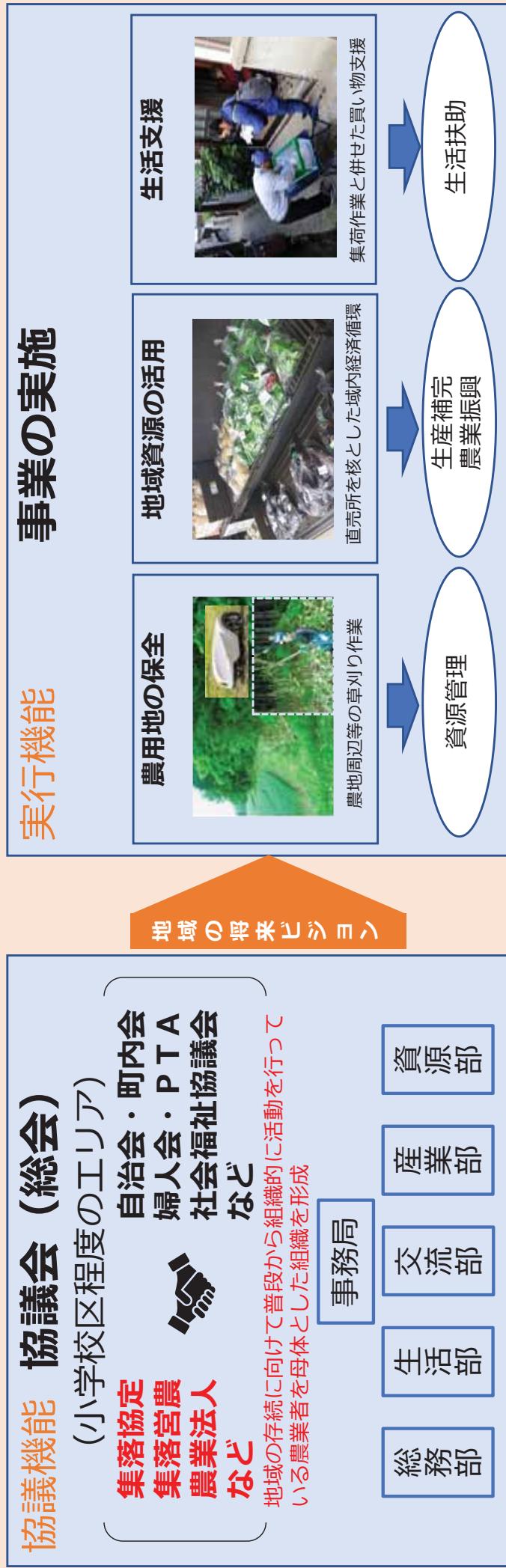


[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

中山間地域の保全のための農村RMO（農村RMO）のイメージ

複数の集落による協議機関や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に基づき各事業を実施。

農村RMO※



※ 地域運営団体が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自衛会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地域団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村型地域運営組織の事例（高知県梼原町松原地区）

地域の概要

「松原区」の集落活動センターでは、住民による運送サービス等の生活支援、中山間直接支払の集落協定等による農用地管理活動、加工販売施設を活用した経済活動を展開

① 生活支援

旧村を6つの区として自主防災や健康づくりなど、基礎的な自治活動を実施

地域からガソリンスタンドが消える危機感をきっかけに、平成23年にNPO法人「絆」を設立し、地域交通や配食サービスを開始
平成24年には住民出資で「(株)まつばら」を設立し、ガソリンスタンド運営を継承

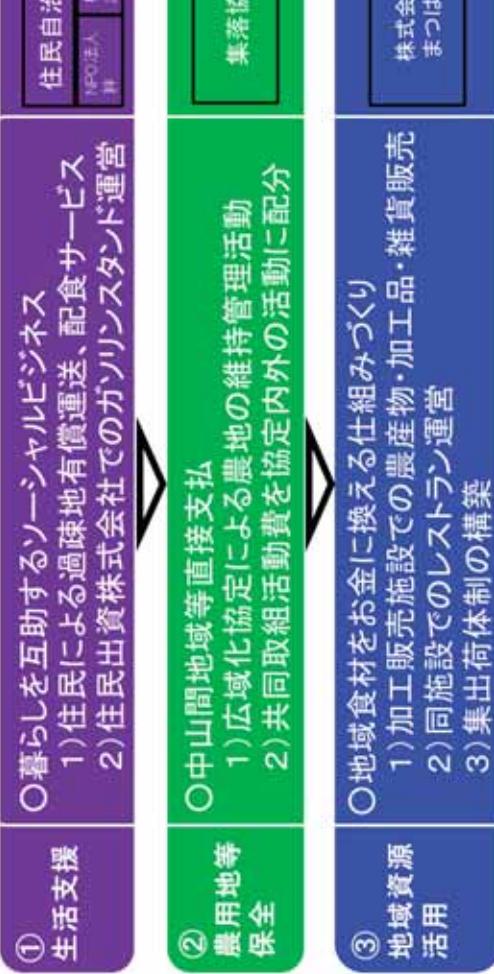
② 農用地等保全

中山間地域等直接支払は、平成12年度より町内34協定で取組を開始
平成17年度より町内を6区6協定に広域化し取組を効率化

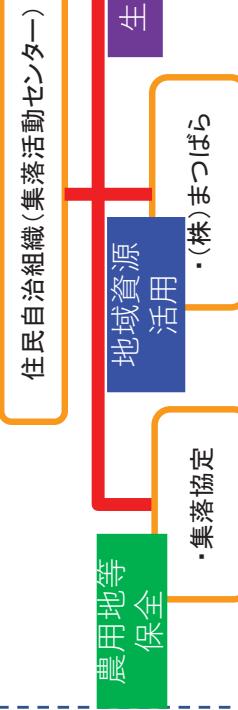
③ 地域資源活用

(株)まつばらは、給油所事業に始まり、地域食材販売、農林業資材
集出荷等の複合経営に発展
平成26年には加工販売施設「あいの里」を設立し、特産品づくりや
レストラン運営を展開

活動内容と発展過程



農村組織体制



【農用地等保全】 【生活支援】 【地域資源活用】



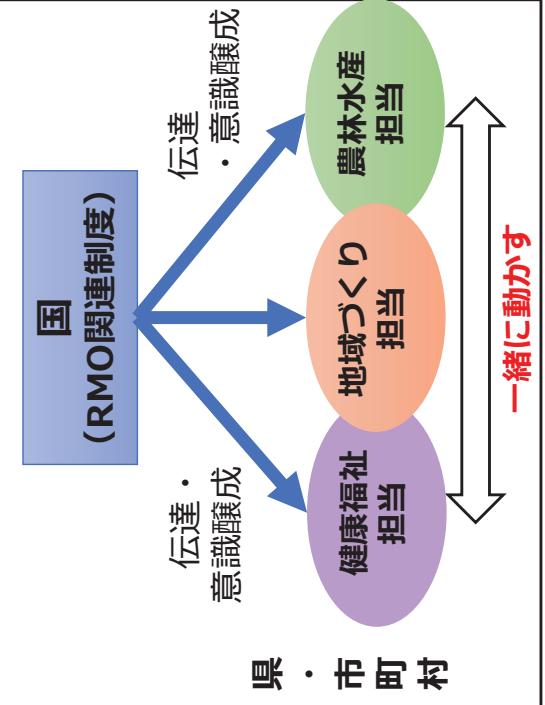
農村RMO形成推進に向けた各府省連携案(第1回関係府省連絡会議(10/21)で提示)

1. 「農村RMO」の形成にあたつて各府省所管の各種制度を活用

<農村RMOとの関わり方が想定される制度>

総務省	内閣府	厚生労働省	国土交通省
● 集落支援員	● 地域活性化起業人	● 生活支援コーディネーター	● 小さな拠点を中心としたふるさと集落生活圏形成推進事業
● 地域おこし協力隊	● 特定地域づくり協同組合	● 介護保険法に基づく地域支援事業	● 國土の管理構想(地域管理構想)
● 地域プロジェクトマネージャー	● 過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業	● 重層的支援体制整備	
● 地域力創造アドバイザーゲー		● 事業	

2. 各省が実施するRMO関連の制度等に関する都道府県・市町村の担当部局への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

- 【関係府省等】 総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、各種団体等
【会議の内容】 ① 現場情報の共有
② 関連施策の共有

連携を確認している各省担当課 【総務省地域自立支援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課、内閣府総合計画課・地方振興課、農林水産省認知症施策・地域介護推進課、内閣府地方創生事務局】

農村RMO形成推進について

- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

【全国レベル】

共通プラットフォーム

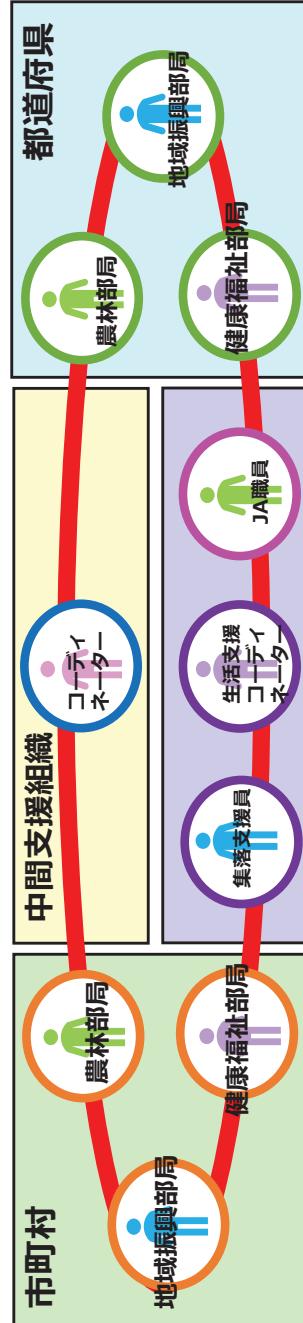
農村RMOに関わる事業者・関係機関等からの情報を集約し、情報発信や共有・交流を行う場を形成



【県域レベル】

支援チーム

農村RMOを目指す地域に対し、関係する部局・機関が連携した伴走支援体制を整備



【地域レベル】

農村RMO

複数集落を範囲として農業者の組織と自治会等の多様な主体が連携して協議する体制を構築



情報・ノウハウを蓄積し、全国に普及

部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援を実践することで、ノウハウを蓄積

モデルを形成し、横展開

中山間地域所得確保対策 <一部公共>

【令和3年度補正予算額 19,700百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフォードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。**

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援します。**計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めるものとします。

1. 中山間地域所得確保推進事業

- ① マーケット調査
- ② 消費者動向調査
- ③ 農産物、農産物加工品に関する動向調査・分析
- ④ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
- ⑤ 地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフォードチェーン構築検討を実施します。
- ⑥ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。

2. 関連事業による優先枠の設定

- ① **中山間地域所得確保計画の作成**
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいざれかの目標を設定します。
- ② **計画の実践**（販路拡大、スマートフォードチェーンの構築等）
- ③ **関連事業による優先枠の設定** [196億円]
- ④ **販路拡大等、計画の実践**
- ⑤ **中山間地域所得確保計画の作成**
生産・加工・流通・販売分析
- ⑥ **中山間地域所得確保計画の作成**
マーケット調査、消費者動向調査

中山間地域所得確保推進事業 [1億円]

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施
「対象地域」 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、農林統計上の中山間地域 等
豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
「実施主体」 地方公共団体等 [補助率] 定額（最大500万円／地区）



生産・販売戦略の検討
マーケット調査、消費者動向調査 生産・加工・流通・販売分析

中山間地域所得確保計画の作成

マーケット調査、消費者動向調査 生産・加工・流通・販売分析

マーケット調査、消費者動向調査 生産・加工・流通・販売分析

関連事業による優先枠の設定 [196億円]

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分
○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
○ 水田地生産基盤ワーアップ事業
○ 農畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
○ 鳥獣被害防止総合対策

農業者団体等

定額 ↑
市町村

定額 ↑
都道府県

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和4年度予算概算決定額 784（784）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在在力を再評価し、それらを地域で活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を図る取組の試行実践等）を支援します。

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）、実施期間：上限3年間】

2. 商談会開催等事業

① バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスの創出をより効果的に実施するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【交付率：定額、実施期間：1年間】

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

国  市町村、地域協議会 

民間企業等  民間企業等 

<事業イメージ>



地域資源を地域ぐるみで活用するための
合意形成、組織づくり、人材育成

地域農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等に連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等

2.① 商談会開催支援



山村地域の参加者とバイヤー等との商談会
の開催・運営及びWEB上でのマッチング
商談会開催後のフォローアップ 等

2.② 山村振興セミナー支援



外部専門家によるマーケティングに關する基礎講習
ビジネスモデル作成に關する企画コンペ形式WS

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

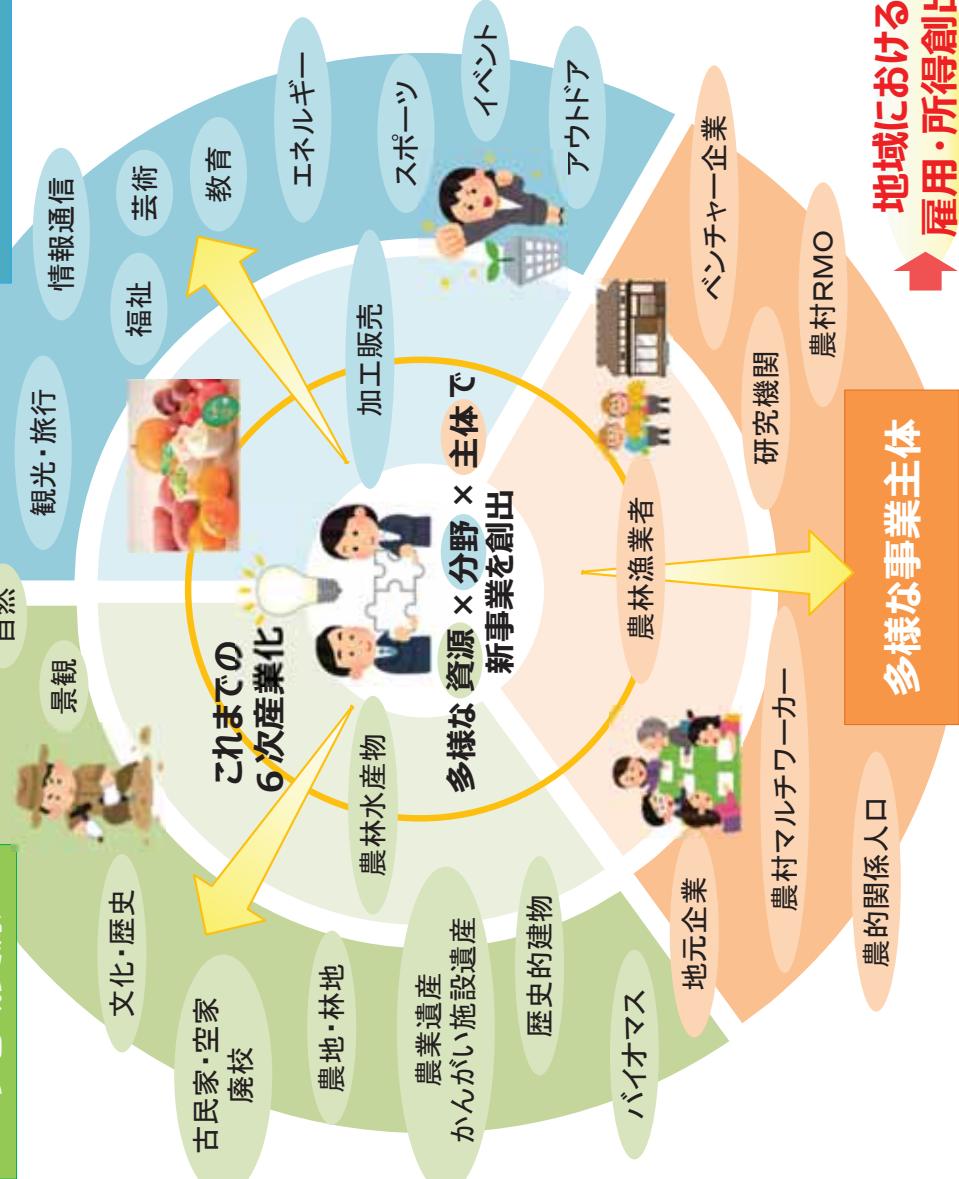
- 農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせること等により活用する「農山漁村発イノベーション」により、地域における新たな事業・雇用機会を創出（6次産業化を発展）
- 農山漁村発イノベーションの推進に当たっては、農業以外の事業にも取り組む農業者や事業者等多様な主体が連携
- ソフト・ハード支援、サポートセンターの設置・専門家(プランナー)による伴走支援等、多様なメニューで地域の実情・ニーズに応じて支援

- 農山漁村発イノベーションによる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

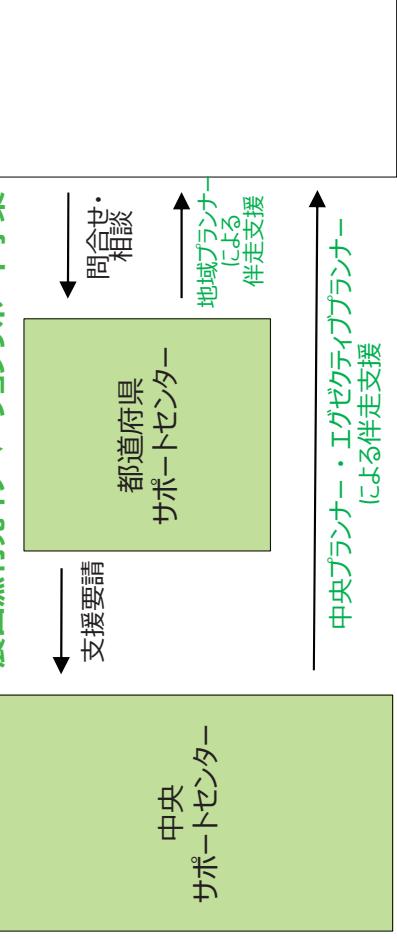
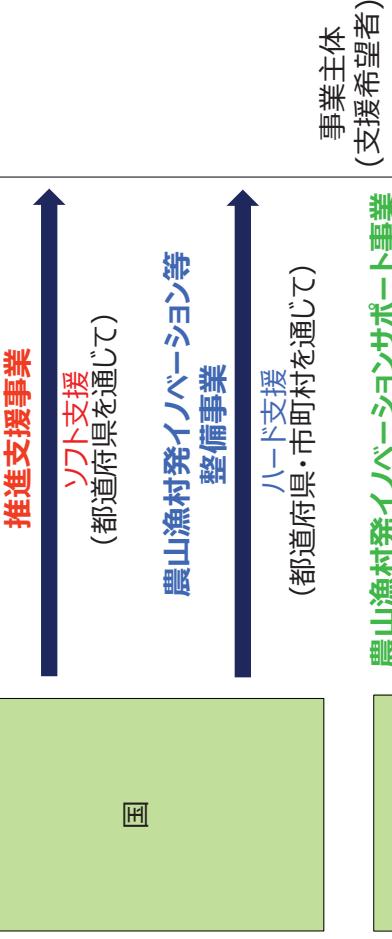
多様な支援メニュー

国と中央・都道府県サポートセンターが連携・情報共有しつつ、多様な支援メニューによる地域の実情・ニーズに応じた支援を実施

多様な農山漁村の地域資源



農山漁村発イノベーション



地域活性化、デジタル化、SDGs、中小・地域事業者施策等、
関係施策・府省庁とも連携して、農山漁村における新事業を創出

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数]

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関する多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

① 2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
(上限500万円／事業実施主体)

農山漁村発イノベーション推進支援事業



森林を利用するヒーリング事業

<事業イメージ>



農産物を利用した新商品開発

エネルギー事業

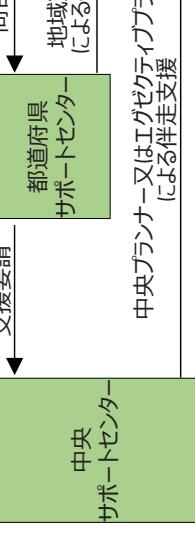
農山漁村発イノベーションサポート事業



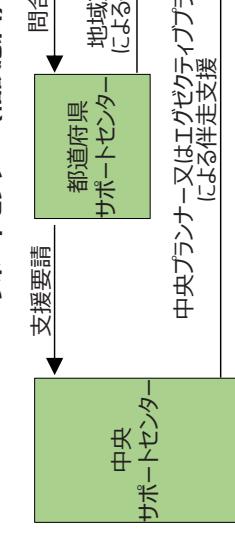
森林を利用するヒーリング事業

農山漁村発イノベーションサポート事業

サポートセンター（相談窓口）



サポートセンター（相談窓口）



② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
③ 公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。



集出荷・貯蔵・加工施設

地元食材を使用したレストラン



農産物直売所



集出荷・貯蔵・加工施設

地元食材を使用したレストラン



集出荷・貯蔵・加工施設

地元食材を使用したレストラン

[お問い合わせ先]

(1、2の事業) 農山村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
(3の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

国

都道府県

民間団体等

3/10、1/2等 農林漁業者の組織する団体等

地方公共団体

定額 (1の事業)

定額 (2①の事業)

定額 (2②の事業)

定額 (3の事業)

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数]

<対策のポイント>
農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、
ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
(※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】
【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせて実施することも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

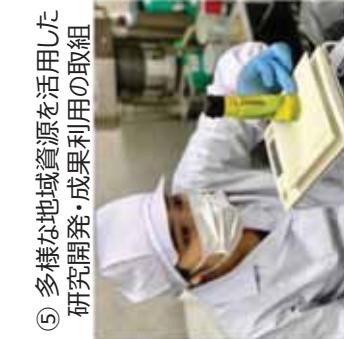
※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



③ 直売所の売上げ向上に向けた取組

集出荷システムを導入した直売所の運営



④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組

業務用一次加工品等の開発



シルクを加工したボディスキンジ
成分分析による新商品開発

森林を利用したセラピー事業

アロマセラピストと連携

<事業の流れ>

定額

→ 都道府県

農林漁業者、市町村、民間事業者等

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村発イノベーションサポート事業

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数]

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の附加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。

② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

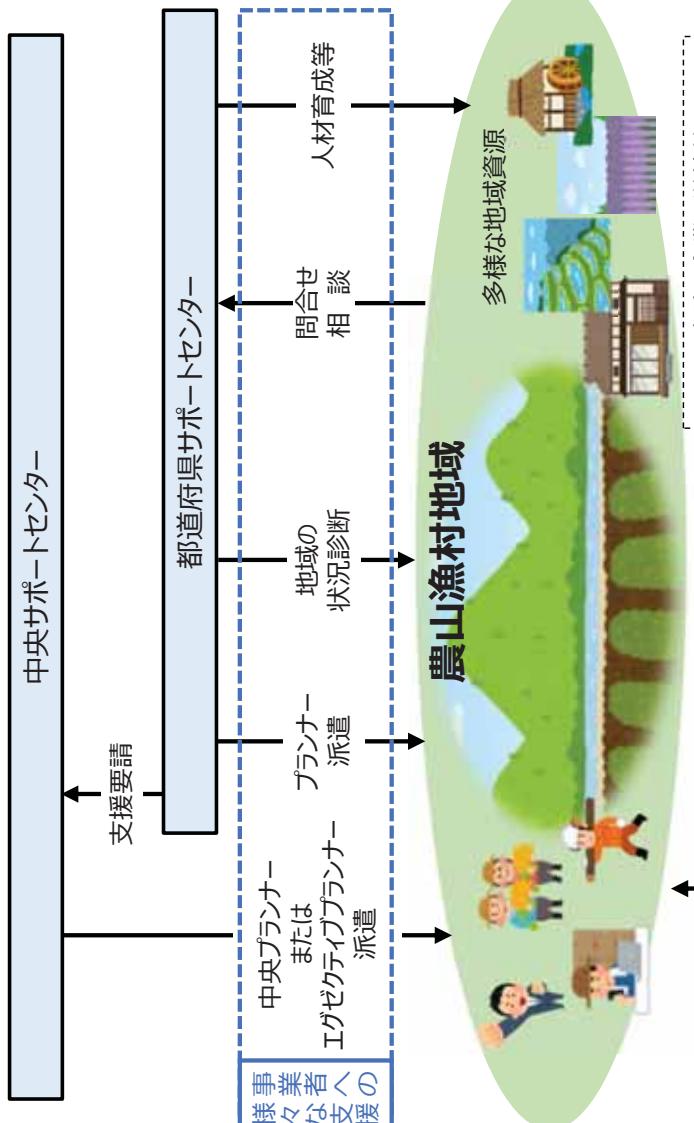
各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

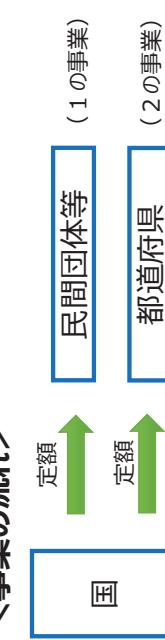
※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

専門家派遣



<事業の流れ>



地産地消コーディネーター

都市部等の起業家

民間団体等

都道府県

[お問い合わせ先] 農山村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント> 農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 定住促進対策型、交流対策型（旧 農山漁村活性化整備対策）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

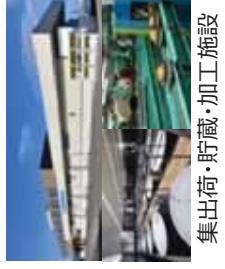
2. 産業支援型（旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業）
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。
なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



集出荷・貯蔵・加工施設



農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所

農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要

発電設備等の整備

- 太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

(03-3501-0814)

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
- 事業期間 中小企業者※3
原則1年間

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

農家レストラン



農産物直売所

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備等に追加して設置する場合も
時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も
支援の対象となります。

※下線部は拡充内容



農産物加工施設



農家レストラン



国



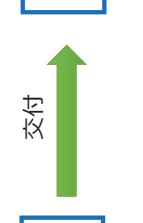
地方公共団体



3/10、1/2等



交付



国



地方公共団体



（03-3501-0814）

農山漁村振興交付金のうち 農泊推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一貫的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農泊推進事業 ① 農泊の推進体制構築や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

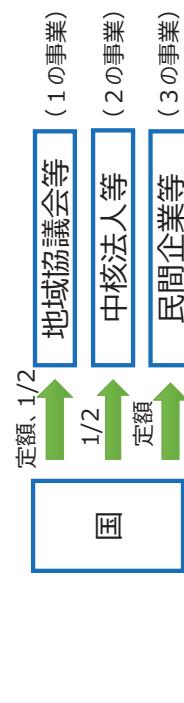
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業 ① 農泊を推進するために必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。 【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】 (※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円) ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民宿から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能） 【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上で課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



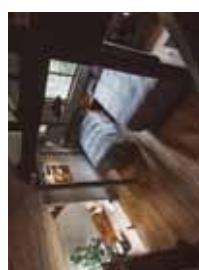
イシバシ受入環境の整備



多言語への対応
Wi-Fi環境の構築
トイレの洋式化



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

[お問い合わせ先] 農山村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

■ 農泊推進対策（農山漁村振興交付金）

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

- 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一體的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された中核法人※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参画し、**地域が一丸となつて取り組む。**
(構成員に農林水産業のいづれかに関わる者を含むこと)

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・カイド、宿泊事業等

地域協議会

中核法



地域協議会との連携体

古民家等を活用した宿泊施設

農家民宿・民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可。

- このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

＜ソフト対策＞

農泊実施体制等の構築

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光ゴシティックの動き上げ等に要する経費を支援 ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発等	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
人材活用事業	新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費 を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るために要する経費を支援	① インバウンド対応 Wi-Fi、キヤッショレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発等	事業実施期間：最大2年間 交付率：(1)定額等 (2)(3)1/2 上限：(1)200万円、(2)(3)100万円、150万円
農泊地域高度化促進事業	② 高付加価値化対応（食・景観） ・地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等	※ (2)(3)の助成額について 「食」「景観」「ワークショップ」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒上限100万円（国費） 二つ以上実施の場合 ⇒上限150万円（国費）
	③ ワーケーション対応 Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信 等	※当該事業による支援は1回限り。 また、(1)とそれ以外 (2)(3) の同時実施は不可。

宿泊施設等の充実

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
農家民宿経営者等実施型	農家民宿経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民宿から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） (1地域あたり5,000万円)

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

＜ハード対策＞



農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数)

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業
障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業
障害者等の作業に配慮した生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業
農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

<事業イメージ>

1. 農福連携支援事業



農産加工の実践研修

養殖籠修繕・木工技術習得
※ 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園

2. 農福連携整備事業



農業生産施設（水耕栽培・ハウス）

養殖施設

苗木生産施設



休憩所、トイレの整備

園地、園路整備

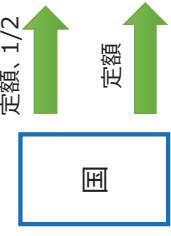
処理加工施設



普及啓発に係る取組
人材育成研修

農業法人、社会福祉法人、民間企業等
(1、2の事業)

民間企業、都道府県等
(3の事業)



(関連事業) 優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業
- 等

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



ユニバーサル農園の開設とその支援について

- ユニバーサル農園とは、身近で農業に参画できる市民農園（農業体験農園）の活用を通じて、多世代・多属性の交流・参加の多様な場を農業を通じて生み出すとともに、生きがいづくりや精神的な健康の確保等の様々な機能に触れることが可能である。
- ユニバーサル農園を通じて、多世代・多属性の参加者が、農業の持つ様々な機能に触れることで、その価値が広く認知されるとともに、将来的な農業現場での雇用・就労を見据えた農業体験の提供を通じた農福連携の推進や、農園の導入促進による農地の利用拡大も期待される。

ユニバーサル農園の開設イメージ

市民農園（農業体験農園）の形態で開設

見込まれる効果

社会参加を促す効果（職業訓練、協同体験の場）

※農福連携対策で支援する場合は職業訓練的な農業体験の提供が必要

就農へのチャレンジに向けた技術を習得する場（職業訓練的農業体験の場）や、農作物の栽培や販売、それらを通して協同体験を通じ、ひきこもりの方など働きづらさを抱える若年・現役世代の社会参加の場を提供

NPO法人
社会福祉法人
民間事業者
農業者
都道府県
市町村 等

開設

多様な開設者

多様な参加者

高齢者
障がい者
困難を抱える若年・現役世代
学生ボランティア
子ども

幅広い参加・農地の利用

- ユニバーサル農園の募集にあたっての障害者等を優先した選考
- 農園の区画の一部に車椅子等が通行可能な園路の整備、障害者の利用に対応した区画等の設置
- 障害者等の利用に合わせた必要な措置が講じられた施設の整備
- 余剰農産物の利用者による個人・共同販売、フードバンク等への提供等を行うことが可能

更なる効果

農福連携対策等により開設を支援
ユニバーサル農園の導入を進めるため、農福連携対策等により支援
(農作業の指導者や福祉の専門家の確保等のためのソフト支援
や施設整備の支援等)

- 農地の農業的利用の維持と農地の保全（荒廃農地の再利用等による農園の開設による地域の農地の保全等）
- 生産された農産物を子ども食堂、フードバンクに提供（食育、食の支援）
- 余った農産物を農園の庭先等で販売することによる生きがいづくり
- 農業を身近に感じることによる、新規就農者の増加



農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数]

<対策のポイント>

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、地域ぐるみの話合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、**土地利用の最適化を推進します。**

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の附加価値向上を推進します。**

- ア 専門家を入れた話合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用バスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備



【土地利用計画、整備計画の策定】



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【専門家を入れた話し合い】



【鳥獣緩衝帯機能を有する植林】



【高収益作物の導入】



【高収益作物の導入】

農村における多様な土地利用方策の取組支援

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。**

① 粗放的農地利用事業

- ア 専門家を入れた話合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
 - イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気牧柵等条件整備
 - ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
 - エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等
- ② 生産性検証（食料自給力確保）事業
 - ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
 - イ 食料生産の実証及び実証に必要となる農地の簡易な整備

<事業の流れ>

1/2、定額等



※下線部は拡充内容

地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図ることともに、**地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。**

<事業の内容>

1. 計画策定事業

- ① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

地域活性化・スマート農業

- 地域活性化 活性化施設の公衆無線LAN

農業農村インフラの管理の省力化・高度化

- 分水ゲートの監視・制御
排水機場の監視
農道橋の監視
集落排水施設の監視

<事業イメージ>

スマート農業

- 地域活性化 公衆無線LAN

農業農村インフラの管理の省力化・高度化

- 揚水機場
パイプライン
農道橋
排水路
分水ゲート
排水機場
鳥獣民センサー
給水栓・落水口
農作業体験施設
頭首工
ファームボンド
林間広場施設
水位・流量
光ファイバ
ため池
ハイス環境監測
自動走行農機(VRS利用)
集落排水
直売所
無線基地局
無線LAN

<事業の流れ>

市町村等

都道府県

都道府県

民間団体

国

[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

※ 無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi等）を選定

計画策定事業（ソフト事業）

・・・・国庫補助率：定額

1. 計画の策定（事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則2年以内）

（1）事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査



- ▶ 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査
- ▶ 調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

（2）専門家の派遣、ワークショップ



- ▶ (1)の取組を補完するとともに、地域のニーズに沿つた情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するための専門家の派遣やワークショップの実施

（3）機器の試験設置、試行調査



- ▶ 事業実施区域における無線基地局と水位センサ等の試験設置
- ▶ 送受信機間の電波通信状況の把握等のための試行調査

（4）整備計画の策定【必須】



- ▶ (1)～(3)の成果を踏まえた、施設の整備に向けた「情報通信環境整備計画（仮称）」の策定

2. 取組サポート（事業主体：民間団体／期間：1年以内） [R4拡充]

事業を実施する自治体、土地改良区等の課題解決を全国的にサポートする民間団体の活動

- ▶ 全国横断的な課題への対応策への検討及び横展開
- ▶ 個別の事業実施地区への専門的な課題へのサポート



○ポイント
計画を作つた後は、施設の整備に取り組んでいなければなりません。

施設整備事業（ハード対策）

国庫補助率：1/2等、期間：原則3年以内
事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等

農業農村イントラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及びこれらの施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための附帯設備の整備を支援します。

（1）光ファイバ、無線基地局の整備【必須】



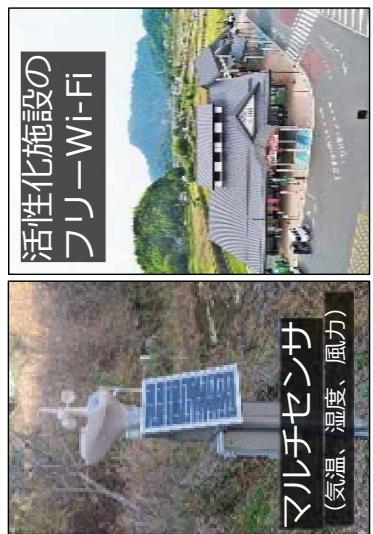
▶農業農村イントラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ又は無線基地局等の整備

（2）（1）を活用して農業農村イントラ※の監視、制御を行うための設備の導入



▶（1）で整備した光ファイバ及び無線基地局を活用した農業農村イントラの監視、制御のための設備（送受信機等）の導入

（3）地域活性化やスマート農業のための設備の導入



ポイント

- ▶整備した通信施設は農業農村イントラの管理に利用していただき必要があります。その上で、地域活性化やスマート農業に有効利用することができます。
- ▶補助の対象は事業実施主体が所有するものが基本です。

※ 「農業農村イントラ」とは、「ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道路、営農飲食施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤」を指します。

情報通信環境技術(ICT)の活用の効果

ICTによる(ま場ー水利施設連携による配水管理

- iDAS(農研機構)の事例
ICTによりポンプ場から水田の自動給水栓まで連携して制御し、タブレットなどで配水管理ができるシステムの導入により、**水管管理の省力化、ポンプ場の消費電力の削減、管内圧力の減少などの効果を確認**

- ▷ 水管理の省力化
- ▷ ポンプ消費電力40%減
- ▷ 管内圧力の6割減
- ▷ (パイプ破損リスクの低減)



自動水栓

自動水管管理システム



出典：農研機構プレスリース(2018.11.12)

ICTによる水田の水管理の遠隔・自動化

- ほ場の水管理の遠隔・自動化システムの導入により、見回り回数の減少ににより、**作業時間が平均で87%短縮**。
- 適切な水管理の実現により、**冷害対策や高温対策の効果も期待できる**。

- ▷ 水管理の作業時間87%減



出典：スマート農業実証プロジェクトによる水田作業時間削減効果(中間報告)(農林水産省)

※ 実際は、圃場の作業時間を縮めたものと見なす。

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営を実現するため、**都市部での農業体験等の取組や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の賃借促進に係る取組を優先的に支援します。**また、今後の都市農業振興に向けた国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組を支援します。

<事業目標>

都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づき賃借された農地面積（255ha [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するため、アドバイザーの派遣、都市農業に関する税や相続等に関する講習会の開催、都市住民等への都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進ための取組ウ 都市農業の機能である防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型

国 の施策の方向性に沿った取組を、**複数の地域が連携して一體的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。**

<事業の流れ>

定額
↑
国

<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農村振興局農村計画課 (03-3502-5948)

■ 都市農業機能発揮対策（農山漁村振興交付金）

【令和4年度概算決定額 9,752（9,805）百万円】の内数

- 都市住民と都市農業者の共生、都市農業機能の理解醸成、都市農地の防災機能強化等への支援

事業実施主体

＜ソフト対策（一部ハード対策を含む）＞

【地域支援型】

都市住民と共生する農業経営の実現

都市住民と共生する農業経営への支援	<p>都市住民と共に生産する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成に必要な経費を支援</p> <p>(○) 地域の都市住民との農作業体験イベントの開催、無人販売棚の設置、都市住民や他の生産者や食品業者と連携した新たな販売方法の検討等</p> <p>都市農地の周辺環境対策等に必要な経費を支援</p> <p>(○) 農業飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設</p> <p>(○) 農作業体験のための農機具倉庫、簡易トイレ、休憩所等附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設</p> <p>※ 施設整備の実施にはソフト事業の実施が必須</p>	<p>事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：250万円／年 (ハード事業の上限は150万円又はソフト事業の1.5倍のいずれか低い額)</p> <p>実施区域：都市計画区域等のみ</p>
--------------------------	---	---

情報発信活動に関する支援	<p>都市農業者と都市住民が直接接触離合うマルシェの開催などの取組に必要な経費を支援</p> <p>(○) マルシェ開催のための資材費（のぼり、横断幕、テント、テーブル、調理器具等）、会場借料、広報費用、運搬費用等</p>	<p>事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：100万円／年 実施区域：都市計画区域（原則、複数の市町村にまたがる取組に限る）</p>
---------------------	---	---

防災協力農地の機能の強化	<p>防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知</p> <p>(○) 防災訓練・炊き出し訓練実施費、防災協力農地の周知のためのポスターやチラシ作成、避難所マップの作成、看板の設置、防災協力農地要綱作成のための調査費用等</p> <p>都市農地の防災機能を強化するため必要な簡易な施設整備</p> <p>(○) 防災兼用井戸の設置、住民避難を円滑に誘導するための进入路の拡幅、防災兼用倉庫の設置等</p> <p>※ 施設整備の実施にはソフト事業の実施が必須</p>	<p>事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：150万円／年 （ハード事業の上限は50万円又は総事業費の1/2のいずれか低い額）</p> <p>実施区域：都市計画区域 (ハード事業は防災協力農地の指定又は指定見込みで、かつ生産緑地等のみ)</p>
---------------------	--	---

【モデル支援型】

- ①都市農業における有機農業等の普及、②都市における農村ファンの拡大、③都市部における防災機能の強化といった国の施策の方向性に沿った取組を複数の地域が連携して一連的に実施し、当該取組をガイドライン化し、各地域へ波及する取組を支援

地域協議会の取組への支援



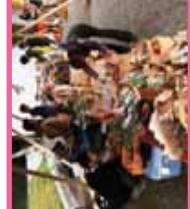
・都市農業者
・都市住民
・食品関連事業者

・NPO法人、民間企業、JA
・市街化区域内農地を有する市区町村等

※ 地域協議会の構成員に市町村を含むこと。



実践団体の取組への支援



マルシェの開催

○ 都市農業者・都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、市区町村、土地改良区、JA等
※ 市区町村が構成員（は連携が必要）



○ 都市農業者・都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、市区町村、土地改良区、JA等
※ 市区町村が構成員（は連携が必要）

○ このほか、全国に向けた都市農業アドバイザーの派遣、都市農業経営の円滑な継承のための相続等の相談、情報発信及び啓発等、都市農業機能の発揮のための取組を促進。

「デイスカバーフ農山漁村の宝」について

- 「デイスカバーフ農山漁村の宝」とは、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る取組
- 平成26年度の開始以来、249件を選定
- 第6回選定（R1年度）から個人部門を選定。第8回選定（R3年度）から有識者懇談会委員ごとの特別賞を新設するなど、新たな選定方針により実施。

■ 受賞体系（第8回選定）



	第1回 (H26)	第2回 (H27)	第3回 (H28)	第4回 (H29)	第5回 (H30)	第6回 (R1)	第7回 (R2)	第8回 (R3)	計
選定件数	23	27	30	31	32	36(5)	32(4)	38(4)	249(13)
グランプリ (GP) 部門賞等	-	G P 1 G P 1 G P 1 G P 1 G P 1 G P 1 G P 1 G P 1 G P 1 G P 7	特別賞3 特別賞5 特別賞4	特別賞5	部門賞5	部門賞5	部門賞5	部門賞等15	部門賞等42

（ ）は個人の選定件数

■ 有識者懇談会により選定地区を決定

- 有識者懇談会には、有識者のほか、内閣官房長官、農林水産大臣、地方創生担当大臣、内閣官房副長官が御出席

有識者懇談会委員

- あん・まくどなるど 上智大学大学院教授、慶應義塾大学特任教授
(株) 読売巨人軍代表取締役社長
大阪芸術大学教授、写真家
事業構想大学学長、(株)宣言会議取締役
俳優、(有)青空市場 代表取締役
国立科学博物館顧問、東京大学名誉教授
(株)大田原ツーリズム代表取締役社長
ホテル・ドゥ・ミクニオーナーシエフ
フードジャーナリスト、食文化研究家
(株) いろどり 代表取締役社長
(五十音順、敬称略)

■ 総理大臣官邸で選定証授与式と交流会を開催（R3）



農林水産大臣政務官、内閣府副大臣
と記念撮影

内閣総理大臣からグランプリ
受賞者への贈呈

内閣総理大臣、内閣官房長官等
と選定者で全体記念撮影

これまでの選定地区が一堂に会したサミットの開催

（令和元年6月 @東京ミッドタウン）

■ 知名度向上等に向けて多様な取組を実施



専用WEBサイト、SNSによる情報発信
(平成31年4月～)

これまでの選定地区が一堂に会したサミットの開催
(令和元年6月 @東京ミッドタウン)

農山漁村地域づくりホットライン



農林水産省では、農山漁村の地域づくりを応援するため、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。このため、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等の皆様からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設しました。

＜ホットラインでの主な支援内容＞

- ① 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
- ② 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
- ③ 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します

※本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

＜相談内容のイメージ＞ ※ 食料・農業・農村基本計画では、「しごと」、「くらし」、「活力」を3つの柱として農村の振興を進めています。

しごと

- ①中山間地域等の特性を活かした営農の実現
- ②地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村イノベーション）
例：農村×生物多様性、山村×観光などによる地域資源の高付加価値化など



中山間地域での営農の確保



地域資源の磨き上げ



地域内交通の確保・維持

くらし

- ①ための定住条件の整備や生活インフラ地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり
- ②地域に住み続ける等の確保
例：情報通信環境や地域内交通の確保など



地域のビジョンづくり



配食サービス

活力

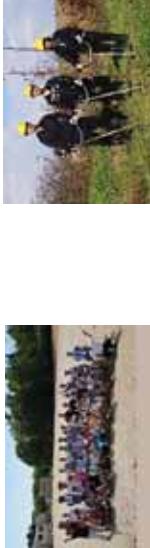
- ①地域を持続的に支える体制づくり
- ②関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくりなど



地域運営組織の形成



地域内外の若者の雇用



関係人口の創出